



2013年12月3日、第4回口頭弁論が行われまし

た。平日の午前にも関わらず、約200人もの希望者が

傍聴券を求めて列をつくりました。朝高生も多く訪れ、全

員が傍聴することはできませんでしたが、多くの人に注

目されている事件だということを示したので

はないでしょうか。

今回の口頭弁論では、原告番号5番の意見陳述と国

側の釈明の文書が提出されました。原告5番は、署名

活動や街頭宣伝を通して感じた2つの矛盾を指摘した

上で、日本の社会構造が差別主義社会であり、それは

無知から生まれるものであると主張しました。

原告学生が裁判官に 思いも訴えました!



原告5番の意見陳述を要約すると。。。

①在日朝鮮人への偏見から誤解が生じ、差別につながっている。署名活動をしているときに「頑張っね」と言ってくれる人もいれば「うるさい、帰れ」と言う人もいたが、どちらも第三者の目線であり無知であることは変わらない。

②在日朝鮮人自身が差別は当たり前と誤ってしまっている。

街頭宣伝でよく「私たちは日本の高校生と同じです。」と言うことがある。しかし、本来は違って当たり前で「同じ」と言わないと認めてもらえない、「違う」から差別されて当たり前という感情がある。

という2点を挙げました。

原告5番は、朝鮮学校での学びを通して朝鮮を好きになり、周りとは違っていいと思えるようになったといいます。そして、違いも認め合い個々人の自主権を守ること、朝鮮、ウリハツキョ、在日朝鮮人のことを知ろうとしてほしいと訴えました。

法廷にいる全員が原告5番の意見陳述に引き込まれた様で、傍聴者から自然と拍手が沸き起こり、裁判官がたしなめる局面がありました。

次回期日 @名古屋地方裁判所

第5回口頭弁論：2014年2月4日(火) 14:00~

※傍聴の抽選は、13:30が締切です。



